

# 厚木市立依知南小学校 いじめ防止基本方針【ガイドライン】

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義・いじめに対する基本認識・いじめ防止等に向けた基本理念についての考え  
(いじめ防止対策推進法:平成25年法律第71号。以下「法」という。)

### 1. いじめの定義

「いじめ」は、法第2条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定められています。また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめを受けた子どもの立場に立って行うことが必要です。

## 2. いじめに対する基本認識

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、いじめている側にその自覚がないまま、相手の気持ちや痛みを慮ることなく遊び半分で行うものや、子どもたちの中で広がる、いわゆるキャラ等の上下関係等の中で行われるものなどがあり、いじめが日常化・透明化される危険があることが指摘されています。また、インターネットの発達により、子どもたちが直接的に会っていない場面でも、誹謗や中傷等がされるなど、ますます顕在化しにくくなっている現状もあります。

その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って子供を取り巻く社会全体で、いじめの問題に向き合うことが必要となります。

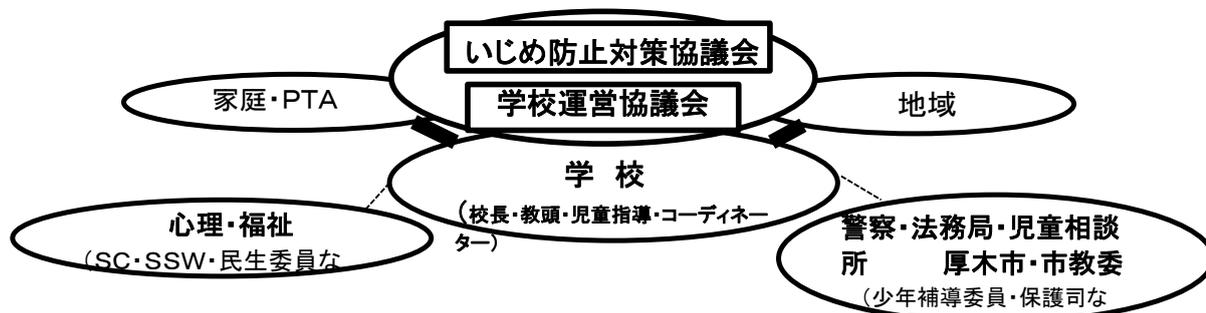
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。

## 3 いじめ防止対策等に関する基本理念

- いじめの対策は、「未然防止」「早期発見」「適切な対処」を柱とし、組織的な取組をすることを基本とする。
- また、児童生徒の心身に重大な被害を及ぼす事案があった場合に備え、関係機関等との組織的な対応に備える必要がある。

この基本理念に基づき、それぞれの観点における取組を次に具体的に記します。

## 4 依知南小学校のいじめ防止対策組織



No.	関係団体等	役職等	No.	関係団体等	役職等
1	地域	依知南地区青少年健全育成会	8	警察・法務局	少年補導員
2		依知南地区自治会長	9		保護司
3		依知南公民館長	10	家庭・PTA	PTA会長・校外生活委員長
4		青少年相談員	11	学校	校長・教頭・教務・児童指導担当・教育相談
5		青少年指導員			コーディネーター
6	心理・福祉関係団体	主任児童委員	12		中学校生徒指導担当
7		民生委員			

## 5 具体的な取組

### (1)「未然防止」に係る取組

- 学級活動を充実させ、児童一人一人に居場所のある学級・学年経営に努めます。
- さまざまな場面で活躍をした児童を紹介し、互いの良い面を認めさせるよう努めます。
- 教員は「分かる授業」を心がけ、教材や指導法について互いに研鑽をします。(教材研究日の設定)
- いじめに関する教職員研修を実施し、指導力を高めます。
- 小・中連携を推進し、「指導をつなぐ」取り組みを、学習面・生活面双方で充実させます。
- 「いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止対策協議会)」を置き、学期ごとに連絡会を開きます。(学校運営協議会)  
構成メンバーは、学校運営協議会と兼ねる。
- 「インターネットを利用したいじめ」の未然防止、早期発見にむけた学習会を実施します。

### (2)「早期発見」に係る取組

- 生活アンケートや教育相談により、児童の声を聞く機会を設けます。
- 児童が、気軽に相談できるような学級経営・人間関係づくりに努めます。
- 保護者の方が、気軽に相談できるような信頼関係・人間関係づくりに努めます。
- 放課後等に、職員間での児童観察による情報交換を密にします。

## <未然防止と早期発見に関する取組年間計画>

年間を通して「あいさつ運動」(全校児童 児童会で分担)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	○ ○ 児童指導員を迎える会 共通理解	○ ○ ● 小中教育相談 児童指導員研究会	● ● ● 生活アンケート 児童指導員研究会	・ ○ ネット安全教室(456年) 学期反省	・ 児童指導員研修会		○ ● ● 小中連携会 PTAふれあいまつり 生活アンケートと個別面談	● ● ● 保護者学校生活アンケート 教育相談事例研究	・ 学期反省	● 生活アンケート	○ 児童指導員研修会	・ ● ● 小中連携会 学期反省 六年生を送る会

(未然防止=○ 早期発見=●)

### (3)「適切な対応」に係る取組

- 「未然防止に係る取組」の中で、気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かにとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との教育相談に取り組みます。
- 被害を受けている児童の訴えを受け、組織的に指導方針を検討し、保護者に連絡をします。
- 加害児童について、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
- 加害児童がその行為に至った背景等については、不適切な行為(加害行為)がなくなったことを確認した上で、教育相談等を進め、その解決策について組織的に支援します。
- 継続した支援が必要な場合には保護者と相談の上、関係機関等との連携も含めて対応します。(SC)
- 社会で「犯罪」行為(暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など)と認められる内容のいじめについては、警察との連携も積極的に視野に入れながら指導をします。また、緊急の場合には即通報します。

## 6 重大事案への対処

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談します。
- 「調査組織」については教育委員会と相談の上、外部機関を含め、構成員を決めます。
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報提供をします。